

芦屋市強靱化計画(原案)に係る市民意見募集(報告)

- 1 募集期間 平成28年12月26日(月)～平成29年1月25日(水)
- 2 提出件数 9人 32件
- 3 市民からの意見(概要)及び市の考え方

取扱い区分:A(意見を反映)2件, B(実施にあたり考慮)3件, C(原案に考慮済み)14件, D(説明・回答)13件

No.	該当箇所	市民からの意見(概要)	取扱い区分	市の考え方
1		この計画原案の一番はじめに1・17の検証結果を(before, after)を市民目線で書いたものを(短く)、つけてほしい。	C	(計画の該当ページ:P1(計画の策定趣旨)) 1・17(阪神・淡路大震災)の検証につきましては、直近では平成26年度の「芦屋市阪神・淡路大震災20周年事業まちづくりの振り返り報告書」の中で、市民の皆さまからのアンケート結果も踏まえながら、震災以降に教訓を活かし取り組んできたこと、また、まだ課題として残っていることなどを明らかにしています。本計画の中では、現在本市が直面するリスク及びそれに対応するための施策を中心に記載しているため、検証については載せておりませんが、震災の検証を踏まえた計画策定を行ってきており、今後の施策の実行に当たっては、これらが十分に活かせるよう取り組んでまいります。
2	P27	・(火災予防・被害軽減のための取組み)「市職員に火災や地震等の被害を予防・軽減するための取組み」の例で、家具の転倒防止や通路に物品を放置しないようにする等、との例示は施設の「強靱化」というほどのものなのか。例示が不適切、もしくは取組みそのものが貧弱なのではないか。	D	強靱化計画策定に当たっては、国の策定ガイドラインの中で施設の整備・耐震化などの「ハード対策」のみでは不十分であり、「ソフト対策」も適切に組み合わせて効果的に施策を推進するものとされています。市有施設の強靱化を行うに当たり、市職員の初動対応に障害となる本棚等の家具の転倒を防止し、災害発生時に対応を行う動線を確保できるよう「ソフト対策」の取組みも進めてまいります。
3		・防災のための助成制度を新たに設け、「共助」の活動を普段から金銭面で後押しすることを提言します。	B	(計画の該当ページ:P27(津波防災地域づくり)) 本市では、自主防災組織の活動費を一団体2万円で支援しており、その他県の補助金などを活用して防災機材など災害時に必要な物を購入していただいています。今後も地域におけるニーズを把握し、助成のあり方について検証していきます。
4		自主防災組織について、自主という名前はついていますが、上からつくらせていないでしょうか。このようなやり方で、活発な組織になるかどうか。	C	(計画の該当ページ:P27(津波防災地域づくり)) 自主防災組織においては、災害時に備えて、平常時から地域での防災訓練や勉強会等の活動を自主的に行っています。
5	P28	計画原案, p28の1-4の3つ目の○印にある、市内雨量計の整備(西宮市はあります。)を是非お願いします。災害時に必要です。	C	大雨等の災害時における対応については、気象情報等の今後の見通しを把握することは重要であると考えており、気象観測機器(雨量計等)を整備することを含め、細かい情報の取得に努めてまいります。
6		・災害時要援護希望者(支援される側)にもできる限り「自助」意識を持つように励みます。市内に現在3,000人以上おられる災害時要援護希望者にも「自助」意識を高めるよう、また、災害に備えるように励みます。よって「支援する側」も「支援される側」も災害のリスクを真に身近な問題、自分のことと思えるような防災・減災啓発活動が量・質ともに急務と考えます。	C	(計画の該当ページ:P29(災害時要配慮者等の避難支援体制の構築)) 避難行動要支援者の現状を把握するため、一部の支援者と支援される側の自宅に伺い、現在必要なことは何か情報収集を行っており、これらの情報を啓発活動に活かしてまいります。また、緊急・災害時要援護者台帳に登録している避難行動要支援者の方に対して、災害時の避難支援についてのダイレクトメールを送付するなど市の取組の啓発を実施しています。

No.	該当箇所	市民からの意見(概要)	取扱区分	市の考え方
7		(災害時要配慮者等の避難支援体制の構築) 在宅介護が増えていく中で、避難しない又は避難できない人への見守りや支援が必要である。 個別避難支援では、避難所へ行くことが原則であるが、避難所へ行った方が環境が劣悪で関連死につながる場合もあり、また避難所に収容しきれない場合もある。また避難所では、痰の吸引や排泄介助などもプライバシーが守られず、配慮をする余裕もない。したがって、自宅に残る人が生じるが、上下水道が止まると、水や非常食の配布も無く、排泄物の処理もできず、不衛生のまま孤立する恐れがある。これらの支援策が必用である。	C	(計画の関連ページ:P29(災害時要配慮者等の避難支援体制の構築)、P35(ハザードマップ作成・訓練・防災教育等を通じた地域づくり)) 在宅避難者の把握にあたっては、目がいき届かない場合も想定されるため、地域での安否確認等が行える体制の構築が必要と考えます。なお、一般の避難所生活においては特別な配慮を要する方については、福祉避難所を開設します。また、地域での防災活動を推進するため、避難行動要支援者の個別避難支援計画と併せて、地区防災計画の作成支援に取り組んでまいります。
8		災害弱者の支援については、この計画では、自主防災組織、自治会、各委員(民生、児童、福祉推進)が対処するようになっていますが、まかせきりでよいのでしょうか。市として、責任をもって、積極的援助が必要と思います。さらなる検討をお願いします。	C	(計画の該当ページ:P29(災害時要配慮者等の避難支援体制の構築)) 災害時の「公助」には限界があり、避難行動要支援者に対しては、自主防災組織、自治会等が避難支援者と連携し、災害時の情報提供等を行う「共助」の体制を構築しています。そのため、平常時から地域の中で自主的に顔の見える関係づくりをできるよう行政においても支援を行ってまいります。
9	P29	1-3情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生の中で(災害時要配慮者等の避難支援体制の構築)とあり、専門ボランティアとして通訳ボランティアを活用し、とあるが、通訳ボランティアの平時からの育成や活動紹介システムなどの具体的なことについて、市が直接運営するのか。それは非常時に現実的な方法だろうか疑問。	D	災害発生時、ボランティアセンターの開設は社会福祉協議会が行います。通訳ボランティアについては介護ボランティア等の他の専門的なボランティアを含め、各団体様の協力を得ながら、育成や災害時の活用を図ってまいります。
10	P29	P29(事業目標2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる)について ◆項目の追加を提案します。 2-6 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶 ○「需要者側においても、災害時に備え燃料タンクや自家発電装置の設置等を進めるとともに、医療施設又は福祉施設において、災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するため、自立・分散型エネルギー(ガスコージェネレーション)の普及を推進する。	A	自立・分散型エネルギーの普及についてはP34の「(自立・分散型エネルギーの普及促進)」の項目で記載しており、医療施設又は福祉施設の中でも災害時医療の重要性を考慮して、ご意見を踏まえ次のとおり記述を変更します。 災害時に対策拠点となる施設等の電力供給の途絶に備え、既に非常用電源設備を設置している本庁舎や市立芦屋病院に加え、災害時医療の拠点となる他の病院等医療機関での非常用電源設備の整備を促進する。また、エネルギーが長期途絶することを回避するため、設備更新時に自立・分散型エネルギーの利活用を検討する。
11		(広域相互応援体制の整備) 消防や水道等には広域相互応援体制がある。ここで、福祉避難所等にこそ、市外との広域相互応援体制が必用であり、項目を追加する必要がある。神戸市の西区や北区のような広い受け入れ地を持たない芦屋市であればこそ、三田市や三木市など又は兵庫県下全域の相互受け入れ枠を設定し、搬送も依頼するなどの計画を樹立すべきではないか。	C	(計画の関連ページ:P30(災害時応援協定の締結の推進)) 要配慮者の避難対策として、福祉避難所を整備することはもちろん、市内の施設が被害を受けることも想定し、同一の災害で被害を受けない市町への避難も想定しておく必要があると考えています。既に県及び県下の全ての市町と相互間の災害応援協定を締結していますので、災害時要配慮者の避難等においても相互応援を円滑に行うことができるよう、他市との連携を図ってまいります。

No.	該当箇所	市民からの意見(概要)	取扱区分	市の考え方
12		<p>1. 17直後に学校や体育館を避難所として、沢山のところで使用しましたが、学校体育館というのは避難所としては相当に悪条件です。長くおれば、災害関連死が起きると思われれます。避難所としての学校体育館は、最長で一週間～10日ぐらいが限度ではないでしょうか。その程度で打ち切って、他のもっと条件のよい住居を提供すべきです。市民を大切に市政をお願いします。(計画の中には、ハッキリとは書かれていないと思いますが。)</p> <p>また、避難所としての体育館が長期になると学校教育に悪い影響を与えます。避難所となる学校の防災機能強化(p30, 計画・原案)が書かれていますが、避難所の運営はどうなっているのでしょうか？学校職員は大変忙しいと思われれますので、避難所運営に携わらなくていいと思います。</p>	C	<p>(計画の関連ページ:P30(避難所となる学校園施設の防災機能強化))</p> <p>避難所開設期間が長期にわたる場合には、まずは段ボールベッドやマンホールトイレ等で避難所の環境改善を行い、その後、空家住宅のあっせんや応急仮設住宅の建設等を行い、避難所の早期解消に努めます。</p> <p>学校での避難所運営については、開設当初は緊急性があることから、学校教職員も運営協力にあたるものの、その後は避難所担当者(市職員)や地域団体(自主防災組織、自治会等)が中心となって運営を行います。</p>
13	P31	(災害時に様々な支援を受け入れるための体制の構築)ガイドラインに基づき受援計画を策定するとあるが、いつまでに策定するのか。	D	受援計画については現在作成中であり、平成29年度中の策定を目指して取り組んでまいります。
14		<p>東日本大震災の教訓の一つに、「行政改革」による職員削減で行政の力が大きく落ちていたことによる復旧・復興の遅れが挙げられている。「大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する」ためにも阪神淡路大震災時よりも3割近く減らした職員数で対応できるのかの検証が求められているのではないかと。頭数の不足は「研修」では補えない。東日本の教訓を学ぶのであれば、適切な職員数を確保しておくことは市民の「安心安全」のためにも必要である。職員数の確保を計画に上げていただきたい。</p>	C	<p>(計画の該当ページ:P32(業務継続体制の強化))</p> <p>大規模災害の場合は、他の自治体や民間事業者、関係機関との間で協定を締結し、職員派遣、食料、生活必需品等の支援や被災者の受け入れなど、広域的な連携により対応することとしております。</p> <p>効率的な行財政運営と災害発生時における体制の整備という2つの課題を解決するために、今後も引き続き広域的に連携していくことをはじめ、職員一人一人が使命感をもって対応できるように人材の育成に努めてまいります。</p> <p>消防職員につきましては、消防及び救急の出動体制の充実と強化を図るため、27年度に職員定数を増やしております。</p>
15		<p>災害発生直後の緊急時に、どう対応・対処するかという強靱化計画としては細かいところまで、対応できていると思いますが、対応に当たる職員の人数は大丈夫なんでしょうか。市役所職員の人数減で、職員が過労にならないか心配です。3. 11震災では、自治体職員の不足、過労が問題になりました。そういう意味で、強靱化のために職員数の増加が必要だと思います。非正規職員がふえていると聞きます。非正規職員を正規職員に変えていく必要があると思います。</p>	C	<p>(計画の該当ページ:P32(業務継続体制の強化))</p> <p>大規模災害の場合は、他の自治体や民間事業者、関係機関との間で協定を締結し、職員派遣、食料、生活必需品等の支援や被災者の受け入れなど、広域的な連携により対応することとしております。</p> <p>効率的な行財政運営と災害発生時における体制の整備という2つの課題を解決するために、今後も引き続き広域的に連携していくことをはじめ、職員一人一人が使命感をもって対応できるように人材の育成に努めてまいります。</p> <p>消防職員につきましては、消防及び救急の出動体制の充実と強化を図るため、27年度に職員定数を増やしております。</p>
16	P34	<p>P34 (事業目標4)の(自立・分散型エネルギーの普及促進)について</p> <p>◆記載案 (自立・分散型エネルギーの普及促進) ○災害非常時にでも利用可能な、再生可能エネルギーやガスコージェネレーション、燃料電池等の自立・分散型エネルギー設備の導入を推進する。</p>	A	<p>「自立・分散型エネルギーの市内での普及の推進」についてより具体的に記載するため、ご意見を踏まえ次のとおり記述を変更します。</p> <p>災害時に対策拠点となる施設等の電力供給の途絶に備え、既に非常用電源設備を設置している本庁舎や市立芦屋病院に加え、災害時医療の拠点となる他の病院等医療機関での非常用電源設備の整備を促進する。また、エネルギーが長期途絶することを回避するため、設備更新時に自立・分散型エネルギーの利活用を検討する。</p>
17	P35	<p>事前目標5 大規模自然災害発生後であっても・・・</p> <p>・5-2地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態で、地域コミュニティの構築の促進で、若者層が参加しやすいようなイベントを実施するとあるが若者層は用意された企画に参加するのではなく、主体的に動き企画する方が意欲的に参画し、自主的継続的な動きになるのではないかと。</p>	B	<p>現在本市が行っている防災関連の事業について、若者層の中でも訓練等で関わりがある芦屋大学や県立芦屋高校などに防災のイベントを周知し、まずは参加して防災対策を理解してもらえるようにするとともに参加者のみならずその他の年代の層にも広げてもらうために、学生自ら企画していただけよう取り組んでまいります。</p>

No.	該当箇所	市民からの意見(概要)	取扱区分	市の考え方
18		<p>・「自助」意識を高めることがなぜ大切かを市民に周知する。</p> <p>「自助」、「共助」で災害を乗り越えるように市民の意識をより啓発するとともに、「公助」の実情や限界もはっきりと知らせることにより一人一人が「自助」意識を高め自らも備えの必要を自覚するように励ますことを提言します。</p>	C	<p>(計画の該当ページ:P35(地域コミュニティカの構築の促進))</p> <p>阪神・淡路大震災や東日本大震災では、近隣住民が救助を行ったことにより多くの方が助かったことから、住民の力で助け合うことの大切さが確認されました。このことを十分啓発し、平常時からコミュニティ作りに取り組んでいきます。</p>
19	P35	<p>・(ハザードマップ作成・訓練・防災教育等を通じた地域づくり)で地域コミュニティにおける共助の意識の醸成や人材育成とは、具体的にどのように行うのか。(今の取組みで何が問題でどう改善するのか)</p>	C	<p>阪神・淡路大震災を経験し、防災に関わっておられる住民が高齢化しつつあるという問題があります。住民間で能動的に「共助」の助け合いを進めていただくため、昨年は若者を含んだパネリストで防災シンポジウムを実施するなど、若者層を含む住民に災害時における地域コミュニティの重要性について啓発できる場を設けています。</p>
20		<p>・市の職員も平時から地域の自治会活動や防災啓発活動などに参加し、市民との顔が見える関係や信頼関係をより築くことを提言します。</p> <p>660人の市の職員も防災係を兼ねて業務外業務として、平時から地域を担当するように割り当て、自主防災会、自治会、マンション管理組合ほかと共に市民の防災意識を高めるように活動して人的不足を補いつつ地域における「共助」を強化する。このような平時からの活動により地域の方々との顔が見える関係が築け、誰がどんな支援が必要かなどの個人情報も周知でき災害後の救援・救助活動もより迅速に的確に行えるメリットがあります。大都市ではできないことを試行してみたいかでしょうか。・・・(職員一人当たり平均4~5人の要援護者を知ることは可能。)</p> <p>また、高齢化によって「共助」できる人つまり支援者は年々減り、支援される側の方たちは増加するはずですからその対策にも役立つのではないのでしょうか。</p>	D	<p>(計画の関連ページ:P35(ハザードマップ作成・訓練・防災教育等を通じた地域づくり)、P36(普及啓発・自主防災活動の活性化))</p> <p>防災安全課の職員が年間20件以上の出前講座にて、それぞれの地域住民に啓発を行うとともに、自主防災訓練についても可能な限り参加しております。また、現在では地域に呼んでいただき災害時の計画など具体的にともに考える取り組みを行っています。</p>
21	P36	<p>・この事前目標に対して、主な重要業績指標として、地区防災計画作成率を挙げているが、地域社会が回復できる条件は、計画作成の向上で図ることができるのか疑問。計画をつくることばかりが多い。</p>	C	<p>災害時に地域で何を準備し、どう行動するかということを考えるのが地区防災計画です。地域で防災について考え、計画を作成することにより、災害発生時の人的被害を軽減し、地域社会の早期再建につながると考えられますので、今後も地区防災計画の策定を通じて地域での防災活動を支援してまいります。</p>
22		<p>・子どもの防災教育のメインは家庭。</p> <p>災害国 日本では昔から親は子供が幼い時から家庭で命を守る「自助」のための防災教育を実施していましたが、今や廃れているように思われます。可能な限り家庭で幼い時から命を守る防災教育を実施して「災害文化」を築くことが必要ではないでしょうか。日々少しの時間で子どもたちの「自助」意識の向上をまず家庭で行うように巧みに啓発することをお勧めします。</p>	B	<p>(計画の該当ページ:P36(防災教育の実施))</p> <p>各小学校に防災安全課職員が講師として訪問し、小学生に講義を行っています。その中では、まず帰って家族に防災の話をして家族のきずなを深めることの大切さを伝えていますが、今後さらに家庭で防災について考える機会が増えるよう、教育委員会とも連携して防災教育を実施してまいります。</p>
23		<p>自然災害を考えるうえで現在脆弱なものの一つに、水道施設「老朽管」問題があると考え。南海・東南海地震がこの数十年の間に来るといわれているのに老朽管対策がこの計画でいいのだろうか。芦屋市だけでは、財政的にも大きな負担であると思われ、その費用が水道料金という形で市民の方にかぶさってくれば、市民の生活はとて「安心」とは言えなくなってしまう。国に対して、財政支援を求めるとともに、市民生活に影響のない形で老朽管対策を早急に行う計画を求めらる。</p>	C	<p>(計画の該当ページ:P36(社会基盤施設の老朽化対策))</p> <p>国に対しては、全国市長会及び日本水道協会から財政支援を求めています。水道施設の耐震化については、市民生活に影響のない形で老朽管対策を計画的に進めており、主要管路の耐震適用率は、国の平均が約37%、県の平均が約40%で、本市は63%です。</p>

No.	該当箇所	市民からの意見(概要)	取扱区分	市の考え方
24		<p>・支援する側の自主防災会や自治会役員たちに市職員の携帯電話番号を知らせ、地域のネットワークを整え強化することを提言します。</p> <p>可能な範囲で市の職員の携帯電話番号を知らせ、自主防災会役員、自治会役員等との情報を共有する。また、平時からネットワークを整え強化する。…市民の安心感、信頼感をより高められる。</p>	D	<p>平成29年1月17日からFACEBOOKとTWITTERでの情報発信を開始しました。平常時には避難施設に関すること等の防災啓発に関する情報を、災害時には気象情報や避難情報等をリアルタイムで発信するとともに、住民の皆さまから被害情報を連絡していただけるよう呼びかける予定にしております。情報を行政と共有することができますのでこれらもご活用いただきますようお願いいたします。</p>
25		<p>・県や市などの災害被害想定を前もって分かりやすく知らせ災害のリスクを減らす。</p> <p>海洋型の南海トラフの他に、内陸型活断層による大地震の被害想定も市民に正しく知らせ、防災・減災意識を向上させて「今から備える」ように一層啓発することを提言します。これだけ技術が進歩しても気象庁のホームページによりますと津波の予測精度(誤差)は0.5～2.0とありますので、もし、近づく南海トラフの津波高が約3.8mと予想されているなら、誤差が最悪の場合 予想高の2 倍の最大約8mもの津波が来ることもあり得るといえます。なお、熊本地震で実際に明らかになったように直下地震は震源が近い緊急地震速報は間に合いません。小さな人間の力や知恵をはるかに超えるのが自然災害の怖さではないでしょうか。</p>	D	<p>南海トラフ巨大地震に対しては津波ハザードマップを作成し、できるだけ北へ避難し、避難に時間がかかる場合には、強固な建物3階以上に避難をするよう啓発しています。本市に被害が発生すると想定される活断層及びその被害想定については、本計画のP12～P14に記載したとおりですが、これらについても住民の皆さまが備えることができるように啓発をしていきます。また、素早く情報を入手できるよう情報ツールの拡充に取り組んでまいります。</p>
26		<p>東日本大震災の教訓の一つは、原発が地震や津波に対して脆弱なエネルギー施設であったということ。自然災害により起きた原発事故は人の手では防ぎようがなく、放射能の被害は孫子の代でも終わらない可能性があるということ。その原発事故に関しての記載がないということは、「強靱化」なるものが決して「市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活および経済を守り、強くしなやかな国民生活の実現を図る」ということになっていないということではないだろうか。福島の実実は私たちに貴重な教訓となっている。この教訓を学ぶことなしに、「強靱化」はあり得ないと思う。ぜひ、原発をなくすことを入れていただきたい。兵庫県でのシミュレーションでも若狭湾原発群の事故では芦屋にも大きな影響が出る可能性が言われており、琵琶湖が放射能汚染されれば、芦屋市民は水を失うことになる。「強靱化」のために自然災害が起きても、安心安全なエネルギーへの転換を「強靱化計画」に入れていただきたい。</p>	D	<p>原子力災害などの大規模事故やテロなどの危機事象に対しては国の計画に基づき対応することとしており、本市の強靱化の取組の対象外としているため、本計画の中では規定しません。</p>
27		<p>芦屋市には、自然災害に対しては膨大な地域防災計画がある。この計画があるのに、はたしてこの強靱化計画が必要なのか。防災計画では不足があるというのであれば、他の計画等で補強をするなどで十分ではないか。あらためて「強靱化計画」を作る理由がわからない。芦屋市には60もの中長期計画があるようであるが、この「統廃合」こそ行政改革にふさわしいのではないか。そこに知恵を働かせ、過重になっている職員の負担を減らしていくことを求める。「行政改革」でも求めるが、この「強靱化計画」は不要ではないだろうか。</p>	D	<p>地域防災計画は、発災後を中心に主に市が実施する災害応急対策、復旧・復興対策を規定しています。これに対して、本計画は、発災前に、地震・津波、土砂災害・風水害等のあらゆる自然災害を想定して「起きてはならない最悪の事態」を明確にし、事前に取り組むべき対策を施策分野ごとに示すことにより、これらを総合的かつ計画的に推進することにより、災害が発生しても被害を最小化し、迅速に復旧復興できる地域の構築を目指すものです。</p>
28		<p>一番の防災は高浜原発に事故がおこった時、どう対応をとるのか。まさか事故は絶対おこらないという安全神話を前提にしているのではないでしょう。対策が立てられないのなら原発に対しては国がどうあろうと市として意見をあげるべき。</p>	D	<p>原子力災害に対しては、国及び電力会社が事故対策を行っていますが、高浜原発に事故が発生した際の対応としては、関西広域連合で策定している「関西防災・減災プラン」等に基づいて対応してまいります。</p>

No.	該当箇所	市民からの意見(概要)	取扱区分	市の考え方
29		福井県で原発事故が発生し、その地域の住民が芦屋市に避難して来られた場合の受入体制の準備を整えて下さい。	D	福井県内の原子力施設(高浜発電所・大飯発電所)で事故が発生した際は、関西広域連合で策定している「関西防災・減災プラン」及び「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」に基づき、当該原子力施設のUPZ(緊急時防護措置を準備する区域)圏内に位置する京都府京丹波町の避難者を受け入れることとしています。また、避難所等の受入体制については本市で自然災害が発生した時に準じて受入れを行ってまいります。
30		防災&生活向上の為に43号線にて、横断歩道の増設並びに、既設の片側横断歩道を両側への変更希望します。	D	交差点内での混雑を防ぐなど、道路交通の円滑な通行のための措置とされていますが、ご意見を踏まえ、国道事務所及び兵庫県警に要望します。
31		1. 17後に、それまで止まっていた山手幹線道路計画が、その混乱の中で、強行され、開通しました。このようなことは、今後、あってはならないことです。	D	ご意見として庁内関係部署と情報共有させていただきます。
32		防災情報マップの中に黄色と茶色の土砂災害警戒区域が市内各所にありますが、どの程度の危険度ですか。	D	土砂災害警戒区域とは、地形や地質が地滑り、土石流などが発生するおそれがある一定の基準を超えた区域のことをいいます。その中でも建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生ずるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域といい、現在、県が追加指定に向けて調査中です。